

京都市の高齢者の住宅対策

1. 高齢者が自宅で安心して住み続けられる取組

(1) 一人暮らし高齢者全戸訪問

- ・対 象：一人暮らしの高齢者（65歳以上）
- ・内 容：地域全体で高齢者を見守る体制を強化するため、平成24年6月から市内61箇所設置している「高齢サポート（地域包括支援センター）」の保健師、社会福祉士などの専門職員が、一人暮らしの高齢者全世帯を、生活環境などの状況に応じて順次訪問（年1回以上）。一人一人の心身の状況や緊急連絡先を聞き取り、支援が必要な状態にある高齢者を、介護サービス等の利用につなげるほか、民生委員や老人福祉員等による地域への見守りにつなげる。

(2) 老人福祉員

- ・対 象：一人暮らしの高齢者（おおむね65歳以上）
- ・内 容：民生児童委員協議会の推薦により選出され、京都市長から委嘱された老人福祉員が、一人暮らしの高齢者を訪問し、安否確認や話し相手となること等により、地域の高齢者を見守っている。また、必要に応じて民生委員・児童委員や区役所等に連絡を行う。（定数：1,314名）

(3) 一人暮らしお年寄り見守りサポーター

- ・対 象：一人暮らしの高齢者（おおむね65歳以上）
- ・内 容：一人暮らしお年寄り見守りサポーター（以下サポーター）が、顔なじみの一人暮らしのお年寄りを目配し、支援が必要と思われる場合は、「高齢サポート（地域包括支援センター）」へ連絡・相談を行う。平成21年度から募集しているサポーターは、現在、約1万3千人が登録しており、年に数回サポーター向けに研修会を行っている。

(4) 緊急通報システム（あんしんネット119）

- ・対 象：一人暮らしの高齢者（おおむね65歳以上）
- ・内 容：自宅に通報装置を設置し、緊急ボタンを押すと、消防局指令センターに通報され、救急車やあらかじめ登録している近所の協力員（※）が駆けつけるシステム。現在、約1万件の利用がある。（機器利用料 最大1,462円／月）
（※）設置時に利用者が確保

（緊急通報システムへ連動する住宅用火災警報器）

- ・対 象：緊急通報システム利用者のうち、自力歩行ができない方
- ・内 容：緊急通報システムに無線で連動する住宅用火災警報器1個を寝室に設置し、火災発生時に自動的に消防指令センターに通報するシステム。現在、約1,600件の利用がある。（機器利用料 本体利用料とは別に、最大442円／月）

（５）介護予防事業（通所型・訪問型）

- ・対 象：要介護状態になるおそれがある６５歳以上の高齢者（二次予防事業対象者）
- ・内 容：高齢者に身近な地域の会場（学校の余裕教室等）で介護予防を目的に運動機能の向上，栄養改善，口腔機能の維持向上のためのプログラムを提供している。（通所型）また，外出が難しく，通所型プログラムに参加できないが，介護予防を必要とする場合，保健師や看護師等が月２回程度訪問し，対象者の生活機能に合わせた相談・指導を行う。（訪問型）

（６）ごみ収集福祉サービス

- ・対 象：世帯員のいずれかが介護保険サービスまたは障害福祉サービスを利用し，かつホームヘルプサービスを利用していること。加えて，世帯全員が６５歳以上の高齢者や身体に障がいがある方，またはそれらと同様の方のみで同居している世帯であり，本人・親族・近隣者などによるごみ出しができないこと。
- ・内 容：京都市が定期収集する家庭ごみを，所定のごみ集積場所まで持ち出すことが困難な場合，自宅前に出されたごみを直接収集するサービス。ごみの排出が一定期間なされない場合は，あらかじめ指定を受けた連絡先に連絡する。希望者には収集時にインターホン等による声かけを行う。

２．住宅改善に対する支援

（１）京都市介護予防安心住まい推進事業

- ・対 象：要介護状態になるおそれがある６５歳以上の高齢者（二次予防事業対象者）で市民税非課税世帯の者。
- ・内 容：介護予防を目的に，生活機能の維持向上や転倒事故防止のため行う住宅改修に要する費用の一部を助成する。（改修費用の２／３かつ上限１６万円）
助成対象となる工事は以下６種類。
 - ①手すりの取付け
 - ②段差の解消
 - ③滑り防止や円滑に移動するためなどの床又は通路面の材料の変更
 - ④引き戸などへの扉の取替え
 - ⑤洋式便器などへの便器の取替え
 - ⑥その他上記の工事に伴って必要な工事

（２）京都市あんぜん住宅改善資金融資制度（バリアフリーリフォーム融資）

- ・対 象：自らが居住する住宅のバリアフリーリフォームをされる方
- ・内 容：手すりの取付けや段差解消など，バリアフリーリフォームに必要な資金の一部について，上限額３００万円まで低利率の融資をあっせんする制度。

3. 高齢者向け賃貸住宅に関する取組

(1) 高齢者向け優良賃貸住宅（こう・ゆう・ちん）

- ・対 象：60歳以上の単身・夫婦世帯の方など
- ・内 容：手すりの設置や段差解消等のバリアフリー化，緊急時における対応サービスがなされた高齢者向けの民間賃貸住宅に対して，京都市から事業者に建設費の補助や家賃補助を行っている。平成24年9月末現在，10件228戸

(2) サービス付き高齢者向け住宅

- ・対 象：60歳以上の単身・夫婦世帯の方など
- ・内 容：高齢者にふさわしい良好な居住環境（バリアフリー構造，一定の面積・設備）と専門家による見守りサービス（ケアの専門家による安否確認サービス，生活相談サービス）等を備えた民間賃貸住宅等を，京都市では，「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づきサービス付き高齢者向け住宅として登録している。家賃やサービス等の登録情報については，サービス付き高齢者向け住宅登録事務局のホームページ等で公開している。平成24年9月末現在，登録物件数は19件765戸

(3) 京都市居住支援協議会（民間住宅活用型 住宅セーフティネット整備推進事業）

- ・対 象：60歳以上の高齢者世帯等の住宅確保要配慮者（※）
- ・内 容：既存の民間賃貸住宅の質の向上と，空き家の有効活用をとおして，住宅確保要配慮者の居住の安定化を図るための事業。住宅確保要配慮者の入居等を条件とし，民間賃貸住宅（戸建て，共同住宅は問わない）の空き家部分及び共用部分におけるバリアフリー改修工事や省エネルギー改修工事等に対して費用の一部を国が直接補助（改修工事費の1/3，上限 空き家戸数×100万円）。
上記事業を活用するためには，地方公共団体，不動産事業者等から成る居住支援協議会を設置する必要があることから，京都市では，平成24年9月に京都市居住支援協議会を立ち上げた。当協議会では，上記事業の活用促進のほか，高齢者の賃貸住宅の入居に関する相談会等の事業を行う予定である。
（※）子育て世帯，高齢者世帯，障がい者等世帯，所得が214,000円を超えない者

4. その他

高齢者の居場所づくりに対する助成制度

- ・対 象：高齢者の居場所を新たに設置・運営する地域の住民及び団体
- ・内 容：地域の集会所，空き家や商店街の空き店舗等を活用し，高齢者が一人でも気軽に立ち寄れる「居場所」づくりの開設に必要なバリアフリー改修工事費，備品購入費及び運営経費の一部を助成（改修費上限20万・備品購入費上限5万円・運営経費1万円～7万円/年）。この事業は，平成24年度から実施しており，8月末現在で58件の「居場所」が設置されている。

＜参考＞ 介護保険で受けられる居宅系サービス

対 象：要介護及び要支援の認定を受けている 65 歳以上の高齢者

（１）住環境の改善サービス

- ・在宅での生活に支障がないように手すりの取付けや段差解消など、バリアフリー改修に要する費用の支給（改修費用の 9/10 かつ上限 18 万円）や、福祉用具の貸与・購入サービスなどがある。

（２）訪問系サービス

- ・ホームヘルパーが、日常生活に支障のある介護利用者のお年寄りの自宅を訪問し、身の回りの世話などを行う訪問介護や、簡易浴槽を家庭の室内に運び込み、入浴介護をする訪問入浴介護などがある。

（３）通所系サービス

- ・デイサービスセンター等で入浴や食事の介助を受けられるデイサービスや介護老人保健施設や医療施設で、機能訓練（リハビリテーション）等を受けられるデイケアなどがある。

（４）短期入所系サービス

- ・介護老人福祉施設等に短期間入所し、その施設で、入浴・排せつ・食事などの生活の介護や機能訓練を受けられるショートステイなどがある。

＜参考＞京都市の高齢者世帯

- ・ 65 歳以上の単身高齢者 70, 738 世帯
- ・ 高齢夫婦世帯（夫 65 歳以上、妻 60 歳以上）61, 584 世帯
（平成 22 年国勢調査）